

神戸港を活用した物流改善トライアル支援事業 補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 21 日 港湾局長決定

最終改正 令和 7 年 3 月 27 日

この要綱は、神戸港を活用した物流改善トライアル支援事業の補助金の交付等について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（目的）

第 1 条 この補助金は、神戸港を活用した海上コンテナ貨物の物流改善につながるトライアルを実施する事業者に対し、当該トライアルの実施に要する経費の一部を市が補助することで、物流の効率化や脱炭素化等に向けた、物流分野における DX や GX の推進、成長著しい東南アジア地域との輸送への対応など、物流業界が抱える様々な課題の解決に向けた取組みを推進することを目的とする。

（補助事業の対象者）

第 2 条 補助事業の対象となる者は、荷主又は物流事業者（船社を含む。）とする。

（交付の対象等）

第 3 条 市長は、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について、予算の範囲内において補助事業の対象者に対して補助金を交付する。

2 補助金の交付対象や補助率、補助金の額等については、別表によるものとする。

（交付申請）

第 4 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助事業を実施する前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。なお、書類の最終提出期限は、当該補助事業を実施する市の会計年度の 12 月 28 日（当該日が、土曜日に当たるときはその前日の 27 日、日曜日に当たるときはその前々日の 26 日）までとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 会社概要・役員名簿（様式第 2 号）
- (3) 対象経費の根拠となる資料（見積書の写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 5 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）をもって申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第 6 条 交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定額からの増減を問わず、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 5 号）を、補助事業を中止し、又は廃止するときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更がない又は減額となる場合で、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 7 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 8 号）により、補助事業者には通知するものとする。

3 第 1 項の変更により交付決定額が増額となる場合、当該増額の上限は当初の交付決定額の 2 割とする。また、変更後の交付決定額は別表の補助上限額以内とする。

（実績報告書の提出）

第 7 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該補助事業を実施する市の会計年度の 2 月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、第 4 条の交付申請において、すでに同様のものを提出している場合、その書類の提出を省略することができる。

(1) 補助事業実績報告書（様式第 9 号）

(2) 対象経費の根拠となる資料（請求書・B/L の写し等）

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により、速やかに補助事業者には通知するものとする。

（補助金の支払い）

第 9 条 市長は、前条の規定により交付額を確定した場合は、速やかに補助金を補助事業者には支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 10 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(状況報告・広報への協力)

第 11 条 補助事業者は、当該補助事業を実施した後の状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

2 補助事業者は、ホームページへの掲載等、市の広報において、当該補助事業の概要などを事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。

(関係書類・帳簿等の保存)

第 12 条 補助事業者は、本市に提出した書類及び当該補助事業にかかる関係書類・帳簿等を、当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(細目委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は港湾局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

交付の対象となる補助事業	海上コンテナ貨物を取り扱い、以下の全ての要件を満たす物流のトライアルの実施 ① 物流の効率化や脱炭素化、安定化、高付加価値化等に向け、明確な課題を有し、かつ具体的な成果が期待できるもの ② 神戸港を利用するもの ③ 海上コンテナ貨物の輸送※、又はコンテナターミナルにおける取組みであること ≪課題の例≫ ・IoT 技術やバイオ燃料等を活用した輸送や港湾運送業務の確立 ・特殊コンテナを活用した海上輸送ルートの確立 ・自然災害等に備えた BCP ルートの確保 ※中国・韓国・香港・台湾へのトランシップ貨物の輸送は除く。 (注) 当該補助事業を実施する市の会計年度内に行うものであって、1 月末日までに事業が完了していること。
申請期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 26 日まで
補助金の対象経費	トライアルの実施に係る経費（輸送費、輸出入に係る諸手続き費用、システム改修費、港湾運送業務費等）※ ※消費税及び地方消費税相当額を除く。 ※経費の根拠が外貨建てである場合は、日本円に換算し、換算に使用する金融機関とその仲値、換算の基準年月日（経費の根拠となる資料の発行年月日）を明示すること。 ※対象となるか疑義が生じる場合は、必ず事前に相談すること。
補助率及び補助金の額	対象経費に補助率 2 分の 1 を乗じて得た額以内とする。 ただし、1 事業あたり 300 万円を上限とし、予算の範囲内で措置するものとする。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 実施後の実績により算定した補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、変更後の額）
備考	(1) 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 (2) 1 事業者あたり 2 申請までとする。 (3) 国、県、市及びその他の団体等から補助金等の交付を受けて事業を実施する場合、本要綱の適用を受けることができないものとする。